

○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）【抄】

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年4月1日条例第17号） 【抄】

（設置）

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例の規定により設置されたもの及び第三項に規定するもののほか、附属機関として置くものは、別表第一のとおりとする。

別表第一

一 知事の附属機関

附属機関名	職務
埼玉県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。